

飯島賢二の

やさしく解決！ 難問道場

第27回



株式会社 飯島 綜研 代表取締役 飯島 賢二

Q 「残業代がなくなる!？」って本当ですか？

A

確かに、ホワイトカラーを労働基準法の労働時間規制から除外させようという動きがあります。現在の労基法は、管理職でない限り1日8時間、週40時間を超えた労働には通常賃金の

25%増、休日出勤は35%増を支払うことになっています。この規制対象から非管理職のホワイトカラーの一部も除外してしまおうというのがこの動きであり、昨年6月、日本経団連が発表した「ホワイトカラー・エグゼンプション（労働時間等規制の適用除外）に関する提言」です。

例えばクリエイター、マーケッターやシステムエンジニア、あるいはデザイナーやインベストメントバンカーなどは仕事の性質上、残業や休日出勤なども多く、労基法通りに働くのが難しい面もあります。こうした「仕事を完成してなんぼ！」のこれらスペシャルホワイトカラーは、結果がすべて。専門的で自己裁量の高い仕事を単なる労働時間で測ることはできないから、従来型の時間評価はやめて成果で評価すべきというのが、今回の考えの基本にあります。

日本経団連は、規制除外とするホワイトカラーを年収400万円以上と提言しています。そして残業代不払いや労働時間の長時間化が目的で

なく、裁量ある働き方の構築を目指す…というのがホワイトカラー・エグゼンプション導入の目的としているのです。

一見、時代への対応を考慮した斬新的改革案に映りますが、実はいくつかの問題点を含んでいると思われます。

まず労働意識と環境への影響が懸念されます。いくら立派な根本概念はあるにせよ、企業の本音は、導入することによって残業代を払わずにすむことにあるでしょう。その結果、夜12時までただ働きさせられる恐れがあります。年収基準で判断しても、400万円以上のホワイトカラーは全てが前述したスペシャリストであるはずがありません。一般企業のホワイトカラーが殆どのなかで、全ての職種に適用し一律に残業代カットした場合の影響は、はなはだ陰悪な予見を否定できません。

更に、裁量労働制を基盤とするのであれば、大半の社員が納得する成果管理システムが必要となりますが、その根底となる成果評価の納得性が低く、成果主義がうまく機能しない国内企業が多いのが現状です。ホワイトカラー・エグゼンプションを導入するには、多くの課題を解決していく必要があるでしょう。

注：日本経団連が提言するホワイトカラー・エグゼンプションは「現行の管理職に加え、仕事の専門性と時間管理について自己裁量の高いホワイトカラーを労働時間等規制の適用除外」とする考え方で、経済界と労働組合が対立し、議論が難航しているのが現状である。

「これからも、ずっと中小企業の強い味方であり続けたい…」

日本経済を支えている中小企業をあらゆる面からサポートし、ご満足いただく。ここに、当社の存在価値があります。

IKG 株式会社 飯島 綜研

代表取締役社長 飯島 賢二
税理士・中小企業診断士

〒360-0024 埼玉県熊谷市問屋町2-4-18 ソシオ熊谷情報センター2F TEL 048-528-2191 FAX 048-528-2197
IKGホームページ <http://www.ik-g.jp>